



不正軽油の 販売・使用は 悪質な脱税行為です!



自動車の燃料として、



重油



灯油

重油や灯油を
使用している。



重油や灯油を
軽油に混ぜて使用
している。



これらの行為は脱税行為となり、
申告納付が必要です。

不正軽油の製造、販売、使用はもちろん、不正軽油に使用されることを知りながら、材料を提供、運搬した人、不正軽油を製造する場所を提供した人なども重い罰則が適用されます。



千葉県不正軽油防止対策協議会

- 千葉県石油商業組合
- 一般社団法人千葉県環境保全協議会
- 千葉県建設産業団体連合会
- 一般社団法人千葉県産業資源循環協会

- 一般社団法人千葉県ダンプカー協会
- 一般社団法人千葉県トラック協会
- 一般社団法人千葉県バス協会
- 関東運輸局千葉運輸支局

- 第三管区海上保安本部
- 千葉県警察本部
- 千葉県